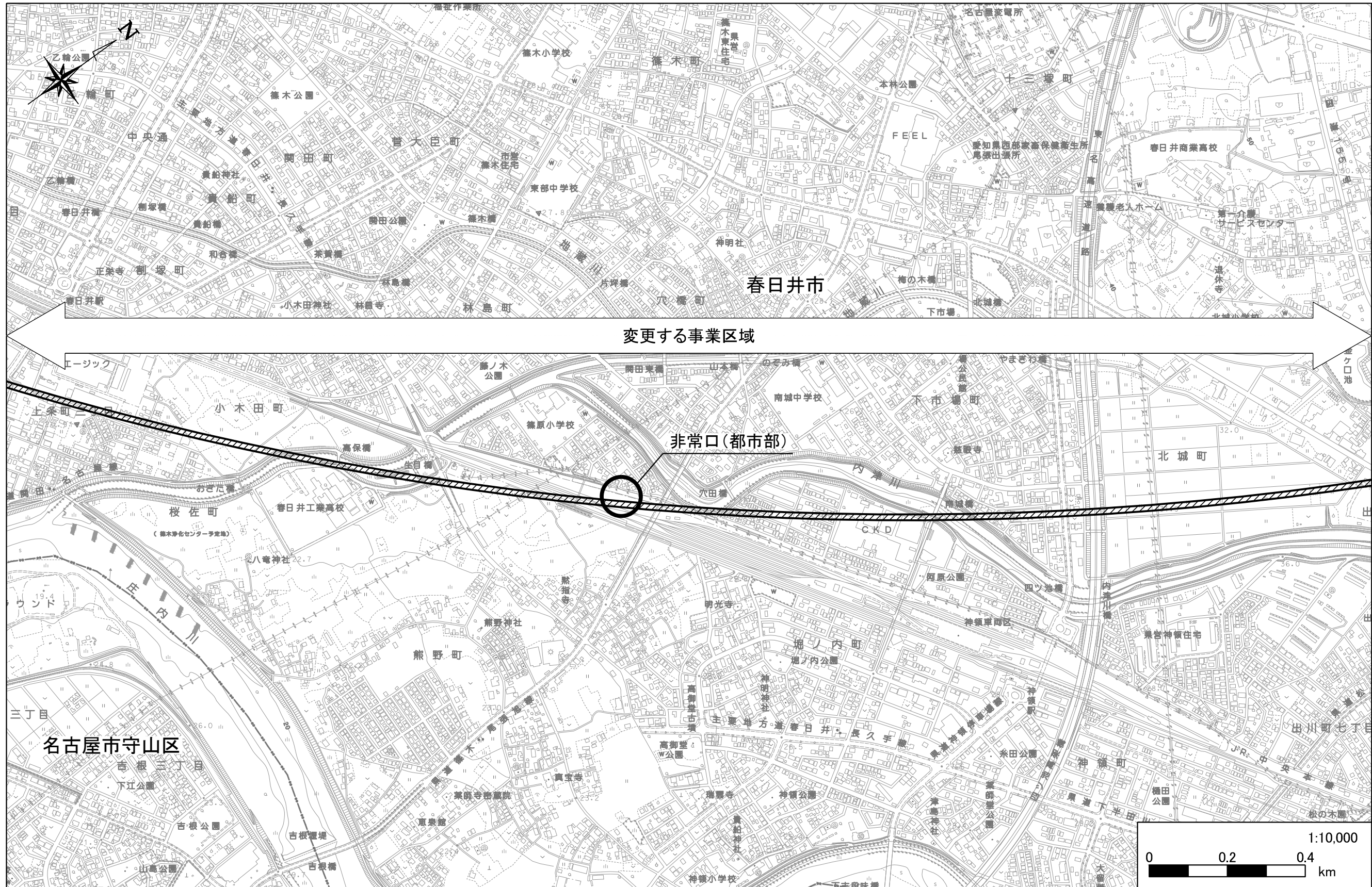


○変更する事業区域

(1) 平面図 (1/10,000)

中部圏(2/3)



- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す路線の計画範囲及び事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 非常口、保守用車留置施設(資材搬入口)については大きさを示したものではありません。詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真(平成23年撮影)に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。